時間外選定療養費にかかるQ&A

Q1.時間外選定療養費とは何ですか?

病院と診療所の機能分担の推進を図るため,厚生労働省により 定められた制度です。緊急性がなく時間外に受診された場合, 診療費とは別にご負担いただきます。

Q2.どのくらいの費用がかかりますか?

診療費とは別に,時間外選定療養費として5,500円(税込)がかかります。また,初診で紹介状をお持ちでない方については,併せて初診時選定療養費(医科:7,700円 歯科:5,500円)もご負担いただきます。

Q3.選定療養費には健康保険は使えますか?

保険適用外となるため、全額自費でのご負担となります。

Q4.次回の診察日まで薬が足りず,追加で処方してほしい のですが,時間外に受診したら時間外選定療養費は かかりますか?

ご負担いただきます。そのため、ご自身のお薬については日頃より ご確認いただくようお願いいたします。

Q5.時間外選定療養費がかからない場合はありますか?

緊急性があって時間外に受診が必要であると医師が判断した場合は,時間外選定療養費のご負担はありません。

